

## 別表

		要 件	
(1)	介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定を受けた者	世帯が(1)から(4)に該当する者のみで構成される場合	
(2)	身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害部位	障害等級
		視覚障害	1、2
		上肢障害	1、2
		下肢障害	1、2、3
		体幹障害	1、2、3
		上肢機能障害	1、2
		移動機能障害	1、2、3
(3)	療育手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害等級：㉞、A	
(4)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害等級：1級、2級	
(5)	(1)～(4)に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた世帯		